



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

上場会社名 株式会社神戸製鋼所  
代表者 代表取締役会長兼社長 川崎博也  
(コード番号 5406 東証・名証)  
問い合わせ先 秘書広報部長 楠山泰司  
(TEL03-5739-6010)

## 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の非継続（廃止）について

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針について、これを継続せず、その有効期間が満了する平成 29 年 6 月 21 日開催予定の当社第 164 回定時株主総会終了後、最初に開催される取締役会終結の時をもって廃止することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### 記

当社は、当社株券等の大規模買付行為が行なわれる場合には、株主の皆様が当該大規模買付行為の是非を判断するために必要な情報と時間を確保する観点から、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を決定し、本方針において当社株券等の大規模買付行為に関する一定のルールを定め、これを遵守した場合および遵守しない場合に一定の措置を講じることの内容としたプラン（以下、「本プラン」といいます。）を導入し継続してまいりました。

しかしながら、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見や、買収防衛策に関する近時の動向、金融商品取引所の上場規則等の改正等、当社を取り巻く環境の変化を注視し、本プランの継続の是非も含め、その在り方について慎重に検討した結果、当社は、今般の有効期間の満了をもって本方針および本プランを継続せず、廃止することといたしました。

もっとも、当社は、本プランの有効期間満了後も引き続き、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みを進めるとともに、当社株券等の大規模買付行為を行ないまたは行なおうとする者に対しては、当社の企業価値および株主共同の利益を確保する観点から、関係する法令に従い、株主の皆様が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様の検討のために必要な時間と情報の確保に努めるものいたします。

また、仮に大規模買付行為に対する速やかな対抗措置を講じなければ、当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるおそれがあると合理的に判断されるときには、株主から経営を負託された当社取締役会の当然の責務として、関連する法令の許容する範囲内において、適宜、当該時点で最も適切と考えられる具体的な措置の内容を速やかに決定し、実行することにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保に努めるものいたします。

以 上